

平成十四年三月

刑を言い渡された者の移送に関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の内容	一
1	定義	二
2	一般原則	二
3	移送の条件	二
4	情報を提供する義務	二
5	要請及び回答	二
6	補助的な文書	三
7	同意及びその確認	三
8	裁判国に対する移送の効果	三
9	執行国に対する移送の効果	三
10	刑の執行の継続	三
11	刑の転換	三
12	特赦、大赦及び減刑、判決に対する再審並びに刑の執行の終了	四
13	通過	四

14	他の条約及び協定との関係	四
15	最終条項	四
三	条約の実施のための国内措置	四
(参 考)		五

一 概説

1 条約の成立経緯

千九百七十年代に入り、欧州地域経済の発展及び交通、通信等の発達に伴う外国人犯罪の増加並びに犯罪の国際化を背景として、欧州諸国は、自国において刑に服する外国人の増加に伴う問題に直面することとなった。一方、欧州諸国の刑事当局の間においては、外国において刑に服する者の社会復帰を促進するためには、そのような者に対しその本国において刑に服する機会を与えるべきであるとの理念が共有されるようになった。これを受け、昭和五十三年（千九百七十八年）六月の欧州司法大臣会合において刑を言い渡された者の移送の問題が本格的に討議され、その後の検討を経て、昭和五十八年（千九百八十三年）三月二十一日にストラスブルでこの条約が作成された。

2 条約締結の意義

この条約は、外国において刑を言い渡された者をその本国に移送するための手続等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献し、刑を言い渡された者の社会復帰を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとる義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、犯罪を行った結果として自由を奪われている外国人に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えるために、外国において刑を言い渡された者をその本国に移送するための手続等について定めたものである。欧州評議会から、我が国がこの条約に加入するよう要請を受けていることにもかんがみ、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献し、刑を言い渡された者の社会復帰を促進するとの見地から、我が国としても、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剥奪^{はく}を伴うものをいい、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。

2 一般原則（第二条）

締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。

3 移送の条件（第三条）

刑を言い渡された者については、当該者が執行国の国民であること、当該者が移送に同意していること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。なお、この条約は、いずれの国も、当該国に関する限りにおいて、この条約の適用上、「国民」という語を定義することができる^{と規定してあり、我が国は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をこの条約の適用上我が国の国民に含める旨の宣言を欧州評議会事務局長にあてて行う予定である。}

4 情報を提供する義務（第四条）

裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する。

また、裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となつた事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を執行国に通報する。裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、執行国の要請により刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となつた事実、刑の性質及び期間等の事項を執行国に通報する。

5 要請及び回答（第五条）

移送の要請及び回答は、書面により行う。要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要

請国に通報する。

6 補助的な文書（第六条）

- (1) 執行国は、裁判国の要請があつた場合には、刑を言い渡された者が執行国の国民であることを示す文書等を裁判国に提供する。
- (2) 裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を明示する時を除くほか、判決及び判決の根拠となつた法令の認証謄本等を提供する。

7 同意及びその確認（第七条）

裁判国は、移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。また、裁判国は、執行国に対し、同意がこのような条件に従つて行われたことを領事等を通じて確認する機会を与える。

8 裁判国に対する移送の効果（第八条）

執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有し、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、裁判国は、当該刑をもはや執行することができない。

9 執行国に対する移送の効果（第九条）

執行国の権限のある当局は、直接に若しくは裁判所等の命令に従つて裁判国の刑の執行を継続するか又は裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の法令が規定する制裁に代えるために裁判国の刑を執行国の決定に転換する。刑の執行については、執行国の法令により規律される。

10 刑の執行の継続（第十条）

刑の執行を継続する場合には、執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もつとも、執行国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、刑罰又は措置の性質又は期間を裁判国において命ぜられた制裁より重いものとし、これを条件として、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自国の法令が規定する刑罰又は措置に合わせるができる。

11 刑の転換（第十一条）

刑の転換を行う場合には、執行国の法令に規定する手続を適用する。刑の転換を行う場合において、権限のある当局は、裁判国において言い渡された判決から認められる限りにおいて、その判決の事実認定に拘束される等の条件に従う。

12 特赦、大赦及び減刑、判決に対する再審並びに刑の執行の終了（第十二条から第十四条まで）

締約国は、自国の憲法等に従い、特赦等を認めることができる。判決に対する再審の請求については、裁判国のみが決定する権利を有する。執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

13 通過（第十六条）

締約国は、その領域を刑を言い渡された者が通過することにつき、他の締約国から要請された場合において、当該締約国が当該者の移送について第三国との間で合意しているときは、国内法令に従つて当該要請を認める。

14 他の条約及び協定との関係（第二十二条）

この条約は、刑事についての国際協力に関する他の条約であつて証言等の目的のための拘禁された者の移送について規定するもの及び犯罪人の引渡しに関する条約から生ずる権利及び義務に影響を及ぼさない。

15 最終条項（第十八条、第十九条、第二十四条及び第二十五条）

署名、批准等、寄託者、効力発生、欧州評議会の非加盟国の加入、廃棄等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、国際受刑者移送法案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 昭和五十八年三月二十一日 ストラスブールにおいて作成

2 効力発生 昭和六十年七月一日

3 署名国 平成十四年二月十二日現在 三十八箇国

アルバニア、アンドラ、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、サイプラス、チェッコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マルタ、モルドヴァ、オランダ、ノールウエー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国

4 締約国 平成十四年二月十二日現在 四十九箇国

アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタ・リカ、クロアチア、サイプラス、チェッコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マルタ、オランダ、ノールウエー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トンガ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、連合王国、アメリカ合衆国